平成２２年（フ）第３５号
群馬県前橋市関根町460番地１　ウエストタウン102号
債務者　井上　朋広
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
群馬県伊勢崎市富塚町215番地１
債務者　イデグチ　セザル　イサオ（井手口イサオ）
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５４号
群馬県前橋市荒牧町559番地１
債務者　木村　育子（旧姓蟻川）
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
群馬県前橋市富士見町小暮985番地15
債務者　掛川　敏夫
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
群馬県前橋市樋越町234番地１、住民票上の住所群馬県伊勢崎市豊城町2128番地
債務者　小保方百合子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１号
群馬県前橋市二之宮町1707番地
債務者　小屋　正人
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
群馬県前橋市上泉町3478番地
債務者　下田　勝広
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６６号
群馬県前橋市川原町475番地２　青木フラット202号
債務者　青木　　文
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
群馬県前橋市下沖町10番地　手島ハイツ206号
債務者　小山　秀夫
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
群馬県吾妻郡高山村大字尻高1356番地
債務者　竹渕　　誠
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
群馬県安中市磯部４丁目11番３号
債務者　坂本　幸三
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４６号
群馬県高崎市筑縄町10番地14　ロキシー・ラ・ボヌール206号
債務者　三木　加代
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５５号
群馬県高崎市下小塙町548番地７
債務者　林　　一夫
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４４号
新潟市中央区東堀前通５番町402番地
債務者　大橋　誠司
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４号
静岡県駿東郡清水町徳倉1472番地の６
債務者　小澤ゆかり
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
三重県松阪市駅部田町200番地
債務者　西井　公一
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２２５０号
京都府宇治市木幡南山68番地の20
債務者　嶋木　隆子（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８６号
京都府木津川市南加茂台９丁目17番地４
債務者　中山　勝英
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係